

「戦争立法」骨格の与党合意にあたって

——違憲の立法作業をただちに中止せよ

2015年3月21日 日本平和委員会

一、 安倍政権と自公両党は、20日、憲法違反の2014年7月1日閣議決定を具体化し「海外で戦争する国づくり」をすすめる法制の基本方向（「安全保障法制整備の具体的な方向性について」）に合意した。これにもとづき安倍政権は、法案作業を加速し、5月半ばに国会に提出し、会期延長をしてでも今国会での成立を強行しようとしている。

私たちは、憲法9条を根底から破壊する「戦争立法」の策定作業をただちに中止することを求めるものである。また、その阻止のために全力をあげる決意を表明するものである。

一、 いままでの政府・与党協議とこの合意文書が示しているのは、いつでもどこでも世界規模でアメリカの引き起こすどんな戦争にも自衛隊が参戦できる態勢づくりである。

第1にそれは、米軍等の戦争への軍事支援を際限なく拡大し、その支援を戦闘地域でも可能にしようとするものである。「我が国の平和と安全のために資する活動」とみなせば、地球上どこであろうと、また、アフガニスタン・イラク戦争のような侵略戦争であろうと、弾薬の補給や出撃部隊への燃料補給もふくむ後方支援ができるようにしようとしている（「周辺事態法」の改定）。「国際社会の平和と安全のため」の米軍などへの支援も、「関連する国連決議」さえあればどんな戦争でも支援できるようにしようとしている（海外派兵恒久法の制定）。しかも、いずれの場合も、7・1閣議決定にもとづき、「現に戦闘行為が行われている現場」以外は戦闘生起の危険のある地域での後方支援活動ができることになる。そうした軍事支援は「武力行使と一体の活動」であり、攻撃の対象となることは明白である。しかも米兵などの「捜索・救助」については「戦闘現場」でも行えるようにしようとしている。このような法制の行きつくところは、自衛隊員を「殺し殺される」戦闘現場に導く道である。

また、PKO協力法改定では、武器使用権限を拡大し、治安維持活動や停戦監視といった強制力のある任務への参加も容認。さらに「国連が統括しない人道復興支援活動や安全確保活動等」にも参加できるようにしようとしている。これは、アフガニスタン戦争の国際治安支援部隊（ISAF）、イラク戦争の多国籍軍などのような、米軍などが主導する多国籍軍や有志連合による「治安維持活動」に参加することに道を開くものである。これらの活動は、「テロリストの掃討作戦」と一体となり、多数の子どもたち、女性、高齢者など市民の生命を奪い、生活を破壊する結果をもたらす。

その他、船舶検査活動法から地理的制約をなくし、多国籍軍の海上阻止活動への参加も可能にしようとしている。

一、 第2にそれは、米国の戦争に集団的自衛権を発動して参戦する道を開こうとするものである（武力攻撃事態法、自衛隊法と関連法の改定）。日本に対する武力攻撃がなくとも、「他国に対する武力攻撃が発生し」「日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（＝「新事態」）には、武力を行使するという「閣議決定」の内

容を法文化するものである。しかも、何が「新事態」であるかは、時の政府の総合的判断によって際限なく拡大できることになる。国会での安倍晋三総理らの政府答弁でも、「日本に深刻なエネルギー危機が発生しえる事態」や「経済基盤が脅かされる事態」、「米国などが行った先制攻撃の結果、米国が相手から受ける武力攻撃」も「新事態」とみなされるとしている。それは、アメリカの侵略戦争に武力行使をもって参加することである。かつての日本帝国の指導者らが「満蒙は日本の生命線」などと言って侵略戦争を拡大していった重大な国策の誤りに反省もなく、再びそれをくり返すことに他ならない。

しかも、この「新事態」での武力行使（防衛出動）は、国民動員の「有事法制」の発動要件となる。他国の戦争に国民・自治体等を動員する関連法制づくりもすすめようとしているのである。

一、第3にそれは、平時から「米軍等の武器等の防護」を自衛隊が行えるようにし、平時からいつでも米軍など他国の軍隊と一体に武力行使できる態勢をつくろうとしている。また、「武力攻撃に至らない侵害」に際しても、海上警備行動や治安出動を迅速に簡易に下令して自衛隊を出動できる態勢をつくろうとしている。他国の領域内での武器使用を伴う「邦人救出」も可能にしようとしている。

このように、平時から戦時、「重要影響事態」「国際の平和と安全」「新事態」等々を口実とする海外派兵に至るまで、あらゆる段階で、あらゆる場所に自衛隊派兵、後方支援、武力行使ができ、切れ目なく米軍を支援する体制をつくろうとするのが、この「戦争立法」のねらいである。

このような法整備が、二度と戦争をしないと誓い、一切の戦争と戦力を放棄した日本国憲法のもとで許されないことは、あまりにも明白である。これは、憲法の根幹に対する立法クーデターというべき暴挙である。

日米政府は、この法整備と並行してアメリカの戦争に世界規模で自衛隊が参戦する役割分担を取り決める「日米防衛協力指針」の改定を、4月中にも強行しようとしている。しかし、国会にはかられてもいない憲法違反の、日米安保条約を改悪する取り決めに政府間で勝手に行うなど、立憲主義、法治主義、議会制民主主義を踏みにじる許しがたい行為であり、その作業もただちに中止すべきである。

私たちは、戦後70年・被爆70年という侵略戦争への反省と平和への誓いを新たにすべき年に、戦後平和の原点を根本から踏みにじる安倍政権の策動を、絶対に許すわけにはいかない。私たちは、平和と憲法9条を守ることを求める圧倒的多数の人々と固く力をあわせ、この策動を粉砕するために全力を尽くす決意をここに改めて表明するものである。